

第 41 号議案

大田区立山王会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立山王会館条例の一部を改正する条例

大田区立山王会館条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項を次のように改める。

集会室	平日	1,600 円	3,200 円	4,800 円	9,600 円
	土曜日、日曜日、休日	1,900 円	3,800 円	5,800 円	11,500 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 42 号議案

大田区立田園調布富士見会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立田園調布富士見会館条例の一部を改正する条例

大田区立田園調布富士見会館条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
多目的ホール	平日	2,100 円	4,300 円	6,500 円	12,900 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	2,600 円	5,100 円	7,700 円	15,400 円
会議室	平日	660 円	1,300 円	2,000 円	3,960 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	800 円	1,600 円	2,300 円	4,700 円
第一和室	平日	880 円	1,700 円	2,600 円	5,180 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1,060 円	2,100 円	3,200 円	6,360 円
第二和室	平日	880 円	1,700 円	2,600 円	5,180 円
	土曜日・ 日曜日・ 休日	1,060 円	2,100 円	3,200 円	6,360 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 43 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

1 体育室及び集会室

使用区分 施設名	午前	午後 A	午後 B	夜間
	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分	正午～午後 3 時	午後 3 時 30 分～午後 6 時 30 分	午後 7 時～午後 10 時
体育室	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,200 円
集会室 A	300 円	300 円	300 円	360 円
集会室 B（和室）	360 円	360 円	360 円	420 円

2 運動場

使用区分 施設名	午前	午後
	午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分	午後 1 時～午後 5 時
運動場	620 円	620 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 44 号議案

大田区ふれあいやすぬま条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区ふれあいやすぬま条例の一部を改正する条例

大田区ふれあいやすぬま条例（平成 18 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

使用区分 施設名	午前	午後 A	午後 B	夜間
	午前 9 時～ 正午	午後 0 時 30 分～午後 3 時	午後 3 時 30 分～午後 6 時 30 分	午後 7 時～ 午後 10 時
運動場	620 円	620 円	620 円	
体育館	1,000 円	900 円	1,000 円	1,200 円
第 1 集会室	300 円	300 円	300 円	360 円
第 2 集会室	300 円	300 円	300 円	360 円
第 3 集会室	500 円	500 円	500 円	620 円
第 4 集会室	300 円	300 円	300 円	360 円
第 5 集会室	620 円	620 円	620 円	740 円
和室	300 円	300 円	300 円	360 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する

必要があるので、この案を提出する。

第 45 号議案

大田区北蒲広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区北蒲広場条例の一部を改正する条例

大田区北蒲広場条例（平成 18 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

使用区分 施設名	午前	午後 A	午後 B	夜間
	午前 9 時～正午	午後 0 時 30 分～午後 3 時	午後 3 時 30 分～午後 6 時 30 分	午後 7 時～午後 10 時
運動場	620 円	620 円	620 円	
スポーツ室	1,000 円	900 円	1,000 円	1,200 円
集会室 1	300 円	300 円	300 円	360 円
集会室 2	500 円	500 円	500 円	620 円
多目的室	620 円	620 円	620 円	740 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 46 号議案

大田区多文化共生推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区多文化共生推進センター条例の一部を改正する条例

大田区多文化共生推進センター条例（平成 22 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表教室の項中「800 円」を「1,000 円」に、「1,200 円」を「1,500 円」に、「1,800 円」を「2,200 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 47 号議案

大田区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

大田区奨学金貸付条例(昭和 49 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大学」の次に「(大学院を除く。以下同じ。)」を、「専修学校」の次に「(高等課程及び専門課程(独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成 16 年政令第 2 号)第 1 条第 1 項の表備考第 5 号に規定する課程に限る。)に限る。以下同じ。)」を加える。

第 2 条第 1 号中「の申込みをする」を「を開始する」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校に進学を希望し、又は在学している者であること。

第 12 条第 3 号を削る。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

奨学金の貸付けを受けることができる者に専攻科、別科及び通信教育の学生を含めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 48 号議案

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区老人いこいの家条例（昭和 44 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東嶺町老人いこいの家の項、田園調布老人いこいの家の項及び田園調布西老人いこいの家の項を削る。

別表第 3 東嶺町老人いこいの家の項、田園調布老人いこいの家の項及び田園調布西老人いこいの家の項を削る。

第 2 条 大田区老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

名称	施設名	区分	使用料
大森中老人いこいの家	広間	夜間	1,400 円
	第一静養室	夜間	460 円
	第二静養室		
大森東老人いこいの家	静養室	夜間	840 円
入新井老人いこいの家	広間	夜間	1,400 円
	第一静養室	夜間	540 円
	第二静養室	夜間	620 円
山王高齢者センター	広間	夜間	1,400 円
	静養室	夜間	600 円
	集会室	午前	1,400 円
		午後	1,600 円
	夜間	2,000 円	
中馬込老人いこいの家	広間	夜間	1,600 円
	静養室	夜間	840 円
池上老人いこいの家	広間	夜間	1,700 円

	第一静養室	夜間	400 円
	第二静養室	夜間	380 円
新井宿老人いこいの家	広間	夜間	1,600 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	740 円
鵜の木老人いこいの家	広間	夜間	1,600 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	620 円
仲池上老人いこいの家	広間	夜間	1,300 円
	静養室	夜間	640 円
	集会室	午前	1,300 円
		午後	1,500 円
	夜間	1,700 円	
千束老人いこいの家	広間	夜間	1,500 円
	第一娯楽室 第二娯楽室	夜間	540 円
	第三娯楽室	夜間	600 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	540 円
東糺谷老人いこいの家	広間	夜間	1,300 円
	静養室	夜間	640 円
	集会室	午前	1,300 円
		午後	1,500 円
	夜間	1,800 円	
西糺谷老人いこいの家	広間	夜間	1,700 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	560 円
	第一集会室	午前	1,000 円
		午後	1,200 円
		夜間	1,400 円
	第二集会室 第三集会室	午前	820 円
		午後	1,060 円
夜間		1,100 円	
羽田老人いこいの家	広間	夜間	1,700 円
	静養室	夜間	720 円
東六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,300 円
	静養室	夜間	600 円
	集会室	午前	1,300 円
		午後	1,600 円
	夜間	1,800 円	
仲六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,400 円

	第二広間	夜間	840 円
	第一静養室	夜間	300 円
	第二静養室	夜間	240 円
	第三静養室	夜間	300 円
	集会室	午前	1,400 円
		午後	1,700 円
		夜間	1,900 円
東蒲田老人いこいの家	広間	夜間	1,700 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	480 円
本蒲田老人いこいの家	広間	夜間	1,600 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	480 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の別表第 3 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

東嶺町老人いこいの家、田園調布老人いこいの家及び田園調布西老人いこいの家を廃止するほか、受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 49 号議案

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定
める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条及び第 17 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 65 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中
「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 78 条を次のように改める。

（地域との連携等）

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供
に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型
通所介護事業所が所在する区の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所
が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援セン
ターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成され
る協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむ
ね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議によ
る評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を
設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等につ

いての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 87 条中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 109 条中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改める。

第 129 条第 1 項中「第 8 条第 20 項」を「第 8 条第 21 項」に改める。

第 150 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法等の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 50 号議案

大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 39 条を次のように改める。

（地域との連携等）

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進

会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

介護保険法等の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。